

16春闘勝利に向けて①

派遣労働者と連帯を！ 「改悪派遣法」 どう変わったのか??

派遣労働者、非正規労働者は私たちや労働弁護士と共に院内集会を重ね、議員会館前に集まり、声をからして派遣法の改悪反対を訴えてきました。しかし、この改悪案は9月11日、強行可決・成立させられ、周知期間は僅か20日間にもならない9月30日に強引施行されました。「10・1問題」と云われ、リーマンショック後、派遣労働者の安定雇用を目指すために設けられ、今年10月1日をもって施行されるはずであった労働契約申し込み制度を換骨奪胎させました。派遣先企業は人を変えれば何時までも派遣労働の受け入れを可能にする改悪を強行したのです。政府がいくらスキルアップとか正社員への道を拓いたと強弁しても企業が派遣労働者・非正規労働者の受け入れをコスト削減のためと重要視する限り労働者はいわゆる「低賃金・生涯派遣」に縛り付けられるのです。

派遣労働者など非正規労働者の拡大はすでに全労働者の40%を超えて拡大しています。非正規労働者の労働条件改善と労働組合への参加を促すことは労働運動の最大の課題となっているのです。この派遣法改悪案は2度も廃案となった経緯もあり、強引な成立施行にあたっては39項目もの付帯決議が行われたように基本構造に多くの矛盾があるのです。

改悪派遣法に係わる省令・指針の点検・学習を進め、雇い止め阻止！ 処遇改善！

私たちは16春闘は準備するにあたって職場の非正規労働者・派遣労働者の現状をしっかりと掌握し、議論を繰り返して要求にまとめて経営側に改善を求めていく必要があります。そのためには再度、改悪派遣法の矛盾点を明確にすると共に、付帯決議に係わる省令・指針などを学習し、闘いの武器にしなければなりません。

まず、私たちには雇用期限3年を巡る雇い止めの大量発生に対処して派遣労働者の相談窓口を広く開いておくことが求められています。また、労働契約申し入れ制度から逃れるために脱法的な職種転換や違法契約をしっかりと告発することが必要であり、経営には派遣労働者が通常業務における正社員の代替であってはならないこと、派遣労働者を正規雇用として労働契約を切り替えることを求めているかなければなりません。そして正社員との均等待遇を要求し、実現するために粘りずよい交渉と場合によっては共同してストライキを実施して要求を実現することが求められているのです。

派遣法改悪反対を共に闘ってきた雇用共同アクションは労働弁護団の協力を得て学習会を開催いたします。参加を！

雇用共同アクション学習会

「改悪派遣法」どう変わる? どうたたかう!

9月30日、改悪派遣法が施行されました。雇用破壊を許さないために、法令・指針等の内容を学び、意見を交流して、たたかいに備えます。制度の活用できる部分はおおいに使って、職場の運動に活かすとともに、力を合わせて、派遣法の早期抜本改正の機運を盛り上げましょう!

日時: 11月17日(火) 18時30分~21時00分
場所: 飯田橋・東京しごとセンター5階セミナー室

報告: 専門26業種の状況は?——民間放送の音声・照明の現場から
法改悪後の秋闘・統一要請書の取組みと教訓——金属産業職場から
機内食搬入運航労働者の雇用をめぐる取組み——航空産業から (予定)

講演: 佐々木 亮 弁護士(旬報法律事務所)
「改悪派遣法」知って備えてたかおう!
ほか、特別報告、質疑・意見交流など

主催: 安倍政権の雇用破壊に反対する
共同アクション
連絡先: MIC 03-3816-2988
問い合わせ: 全労連 TEL03-5842-5611

